

公有財産の売払いについて

公有財産「旧せとなみ(船舶)」の売払いについて、次のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定に基づき公告する。

令和8年9月11日

1. 一般競争入札に付する物件

物件 番号	名 称	船質	進水年月	総トン数	予定価格 (円)	入札保証金 (円)
1	旧せとなみ	耐候性高張力鋼	平成14年 11月	87トン	2,000,000	100,000

※予定価格とは、あらかじめ瀬戸内町が定めた最低売払価格(消費税及び地方消費税を含む)をいう。

2. 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1)地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する一般競争入札に参加させることのできない者又は同条第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しない個人又は法人であること。
- (2)個人又は法人の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、及び同法第2条第6号に規定する暴力団員に該当するものでないこと。また、個人又は法人の役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者でないこと。
- (3)日本語を完全に理解できること。
- (4)公有財産の買受について一定資格、その他条件を必要とする場合でこれらの資格を有していること。

3. 「一般競争入札による普通財産の売払い実施説明書」の配布及び契約条項を示す場所

鹿児島県大島郡瀬戸内町大字古仁屋字船津23番地 瀬戸内町役場 総務企画課

4. 入札参加申込書の受付

入札参加希望者は、次の書類を提出すること。

- (1)公有財産売却一般競争入札参加申込書兼入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書
- (2)受付確認表
- (3)個人の場合は、本人確認ができる書類の写し(運転免許証・保険証・パスポート等)
- (4)法人の場合は、商業登記簿本(原本)
- (5)入札者の印鑑登録証明書(原本)
- 【代理人により入札に参加する場合】
- (6)委任状
- (7)代理人の印鑑登録証明書(原本)

- (8) 法人の場合は、代理人の商業登記簿本(原本)
- (9) 簿本・証明書に関しては、発行後3ヶ月以内のものに限ります。
- (10) 上記(1)～(8)の書類のほか、場合によってはその他必要な書類を求めることがあります。
 - 【受付期間】 令和8年9月11日(金)午後1時から令和8年10月6日(火)午後1時まで(必着)
 - 【受付時間】 午前9時から午後5時まで(但し、開始日と終了日は除く)
 - 【受付場所】 瀬戸内町役場 総務企画課財産・契約管理係

5. 現地説明会を行う場所及び期間

- (1) 場 所 鹿児島県大島郡瀬戸内町古仁屋大湊 26-14「せとうち海の駅」前
- (2) 日 時 令和8年9月24日(木)午前9時から11時まで

【現地説明会申し込み】

令和8年9月17日(木)午後3時まで総務企画課財産・契約管理係にFAX(ファクシミリ)または、郵送(必着)で氏名(会社にあつては会社名及び担当者名)、参加人数、連絡先を記入の上お申し込み下さい。

(FAX の場合)0997-72-1120

(郵送の場合)〒894-1592

鹿児島県大島郡瀬戸内町大字古仁屋字船津23番地

瀬戸内町役場総務企画課財産・契約管理係(公有財産売却担当者)

6. 入札期間・開札の場所及び日時

【開札の場所及び日時】

- (1) 場 所 瀬戸内町役場 4階会議室
- (2) 日 時 令和8年10月9日(金)午後1時30分

7. 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 委任状を提出しない代理人のした入札
- (3) 所定の入札保証金納付しない者のした入札
- (4) 記名押印を欠く入札
- (5) 金額を訂正した入札
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 明らかに談合によると認められる入札
- (8) 同一事項の入札について、他人の代理人を兼ね又は2人以上の代理をした者の入札
- (9) その他入札に関する条件に違反した入札

8. 入札保証金に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、入札保証金として入札予定価格の100分の5以上の金額を指定された納付方法により入札に参加しようとする者名義で納付しなければならない。なお、入札保証金納入に要する経費(振込手数料)は入札に参加しようとする者の負担とする。
- (2) 落札者の納付した入札保証金は、本人の申出により契約保証金に充当することができる。

- (3) 入札保証金は、落札者のものを除き、入札期間終了後返還する。また、落札者が契約を締結しない場合は返還する。
- (4) 落札者が、瀬戸内町の定める契約締結後期限までに契約を締結しない場合は、その落札を無効とし、入札保証金は瀬戸内町に帰属する。

9. 落札者の決定方法

入札価格が、町の予定価格以上で、かつ最高価格による入札者を落札者とする。ただし、落札者となる同価格の入札者が2以上あるときは、当該入札者または代理人によるクジによって落札者を決定する。

10. 契約の締結

- (1) 落札者は、令和8年10月13日(火)までに、瀬戸内町が定めた契約保証金を納付のうえ契約を締結しなければならない。但し、契約が、地方自治法第96条第1項第8号の議決事件となる場合は、仮契約となるため瀬戸内町議会の議決を得たときに本契約として効力を生じることとなります。
- (2) 地方自治法施行令第167条の16の定める落札者が納付すべき契約保証金の額は、瀬戸内町契約規則第30条の規定により契約金額の100分の10以上の額とする。

11. 売払代金の納入

- (1) 契約締結した者は、令和8年10月16日(金)午後2時30分までに、瀬戸内町が交付する納入通知書又は瀬戸内町の指定する口座への銀行振込により当該契約に係る売払代金を納付しなければならない。
- (2) 契約を締結した者は、申出により既に納付した契約保証金を売払代金の一部に充当することができる。この場合において売払代金と既に納付された契約保証金の差額を前項に定める期日までに、瀬戸内町が交付する納入通知書又は瀬戸内町の指定する口座への銀行振込により当該契約に係る売払代金を納付しなければならない。

12. その他

- (1) この船舶を、操縦・航行するに当たっての必要な資格等は、航行する区域、船舶の用途等によって異なります。詳しくは運輸局等にお問合せ下さい。
- (2) 売却財産は、経年変化、キズ、不具合箇所が存在することを十分理解した上で入札してください。詳細については、現地説明会時にご確認下さい。
- (3) 権利移転に伴う費用(移転登記、船舶の変更登録及び船舶国籍証書の書換等)はすべて落札者の負担となります。
- (4) 船舶の引渡しは、鹿児島県大島郡瀬戸内町古仁屋大湊26-14「せとうち海の駅」前で行います。
- (5) 船舶等として使用する場合は、すべて買受人の責任で行うものとし、船名を変更し、瀬戸内町の徽章(マーク)等の取り外しを行ってください。
- (6) 入札及び契約に関する事務を担当する課局の名称及び所在地等

名 称	瀬戸内町役場 総務企画課財産・契約管理係
郵便番号	894-1592
住 所	鹿児島県大島郡瀬戸内町古仁屋字船津23番地
電話番号	0997-72-1111